強い農業づくり交付金



こんな要望にお応えできるよう、施設整備を支援します

1.趣旨

生産から流通までの総合的な強い農業づくりを推進するため、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の効率化・合理化等、地域における川上から川下までの取組を総合的に支援します。



2. 地域の課題解決への取組

事業実施主体は、当該地域が抱える 産地の競争力の強化、 安全で効率 的な流通システムの確立等の課題解決に向けた方向性、具体的な目標を設定 するとともに、その達成に必要な取組をメニュ - の中から選択します。

また、目標達成に必要な場合には、都道府県が地域独自の取組を実施することも可能となっています。





3.事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、農業者の組織する団体(農業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、その他農業者が組織する団体)等です。

地域が抱える課題の明確化

課題解決に向けた方向性と成果目標の設定

産地競争力の強化

- ・需要に応じた生産量の確保
- ・施設の利用率の向上
- ·高温耐性品種の作付拡大 等

食品流通の合理化

- ・安全で効率的な市場流通
- ・卸売市場の再編の促進

等

目標達成のための施設整備

市町村を経由し、都道府県へ事業実施計画の提出

都道府県段階での審査・取りまとめ

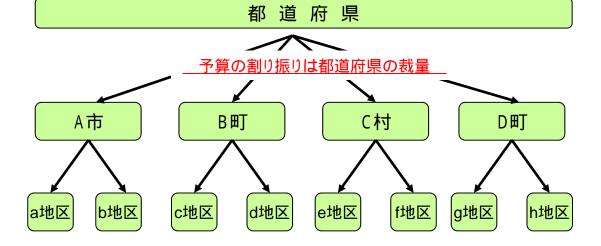
- ・都道府県実施計画の策定
- ・成果目標の妥当性について審査
- ・地域提案について審査

都道府県計画を国へ提出

事業要望の取りまとめ、都道府県への配分

・各地区の成果目標の高さ等に基づき、都道府県ごとに交付金を配分

交付(交付に当たって、成果目標の妥当性について国と協議)



5.強い農業づくりのための各対策の概要

. 産地収益力の強化とリスクの軽減(産地基幹施設整備)

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組及び気象災害等産地を弱体化させるリスク軽減を図る取組に必要な施設の整備・再編を支援します。

1.採択要件

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

- ・受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること
- ・産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること

2. 交付率

都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等の補助率となります。)

3.取組可能なメニュー

産地収益力の強化を目的とする取組

土地利用型作物(稲、麦、豆類) 畑作物、地域特産物(いも類、甘味資源作物、茶、そば等) 環境保全型農業 果樹 野菜 花き 畜産周辺環境影響低減 畜産生産基盤育成強化 家畜改良増殖 食肉等流通体制整備 国産原材料サプライチェーン構築 飼料増産 青果物広域流通システム構築 農畜産物輸出に向けた体制整備 「強み」のある産地形成に 次世代型大規模園芸施設の整備 中山間地域の競争力強化に向けた体制整備 水田における高収益型農業への転換に向けた体制整備

産地合理化の推進を目的とする取組

穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 集出荷貯蔵施設等再編利用 農産物処理加工施設等再編利用 食肉等流通体制再編整備 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 乳業再編等整備

産地リスクの軽減を目的とする取組

地球温暖化対策(気候変動リスク軽減) 地球温暖化対策(土壌劣化リスク軽減) 資材高騰等のリスク軽減 環境保全(小規模公害防除) 環境保全(農業廃棄物の再生処理) 病害虫まん延防止対策

整備事業の対象施設

耕種作物小規模土地基盤整備

は場整備、園地改良、優良品種系統等への改植・高接、暗きょ施工、土壌土層改良 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備

飼料作物作付条件整備、放牧利用条件整備、水田飼料作物作付条件整備 耕種作物産地基幹施設整備

育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、 集出荷貯蔵施設、産地管理施設、用土等供給施設、農作物被害防止施設、 農業廃棄物処理施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、 有機物処理・利用施設、バイオディーゼル燃料製造供給施設

畜産物産地基幹施設整備

畜産物処理加工施設、家畜市場、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設、 家畜改良増殖関連施設、畜産周辺環境影響低減施設

. 食品流通の合理化(卸売市場の施設整備)

安全で効率的な市場流通システムの確立のため、各卸売市場が経営展望に即して行う産地や実 需者との連携、品質管理の高度化等に資する施設の整備を支援します。

1.採択要件

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・生産局長等が別に定める要件を満たしていること
- ・当該施設整備のすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること
- (ただし、総事業費が5千万円以上のものに限られるほか、中央卸売市場整備計画に基づき 他の中央卸売市場との統合により廃止する中央卸売市場の開設者を除く。)

2. 交付率

都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の4/10以内等の補助率となります。)

3.取組可能なメニュー

中央卸売市場施設整備の取組

中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成又は取得に対し 支援。

卸売市場再編促進施設整備の取組

中央卸売市場から地方卸売市場に転換した卸売市場が実施する施設の整備や他の卸売市場との連携に係る共同集出荷施設の整備に対し支援。

卸売市場活性化等に資する施設整備の取組

PFI法の適用を受けて行う施設の整備や事業協同組合等が行う市場機能の強化等に資する施設の整備に対し支援。

地方卸売市場施設整備の取組

都道府県卸売市場整備計画に即して他の卸売市場との統合・連携、や産地・実需者との連携又は輸出に取り組む地域拠点市場に必要な施設の整備に対し支援。

卸売市場耐震化施設整備の取組

今後危惧される大規模地震等に備え、既存卸売市場における耐震化のための施設の整備に対し支援。

整備事業の対象施設(卸売市場に係る以下の施設を整備)

売場施設 市場管理センター

貯蔵・保管施設 防災施設

駐車施設加工処理高度化施設構内舗装選果・選別施設

搬送施設総合食品センター機能付加施設

食肉関連施設 上記の施設内容に準ずる施設

情報処理施設 共同集出荷施設

「攻めの農業」を実現するため、以下の取組を優先枠を設置することにより積極的に支援します。

1 次世代型大規模園芸施設の整備の取組

高度な環境制御技術と地域エネルギー等を活用した大規模な高度環境制御栽培施設等の整備を支援します。

2 中山間地域の競争力強化に向けた体制整備

中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備を支援します。

3 水田における高収益型農業への転換に向けた体制整備

水稲から園芸作物等の高収益作物への転換に計画的に取り組む産地の農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設及び生産技術高度化施設の整備を支援します。

4 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化

高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設の 再編合理化を支援します。

事業申請時のポイント加算(5ポイント)など 特例を設けて支援します。

次世代型大規模園芸施設とは・・・

高度な環境制御技術の導入による生産性向上 地域エネルギー等の活用による化石燃料依存からの脱却 雇用労働力を活用した温室の大規模化、関連施設の集積による効率化 により、周年・計画生産による収益性向上を実現する、新しいタイプの大規模な園 芸施設



中山間地域の競争力強化とは・・・

中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備を支援

中山間地農業ルネッサンス事業

国の中山間地農業振興指針(平成29年3月1日施行)に即して、 複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業 振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき、支援事業の 優先採択等を実施

> 中山間地農業 ルネッサンス事業

地域別農業振興計画

【記載内容】

- 1 地域の概要
- 2 現状と課題
- 3 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針
- 4 推進体制
- 5 軍施事業



支援事業 (うち強い農業づくり交付金)

【施設整備の例】

優先枠を設けて関連す

る施

設整備

き支援

優

先枠を設けて関連する施設整備

を支援

注



低コスト耐候性ハウス



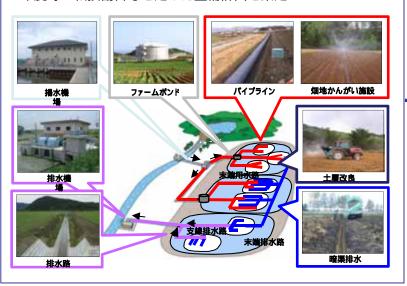
穀類乾燥調製施設

高収益型農業への転換とは・・・

水稲から園芸作物等の高収益作物への転換に計画的に取り組む産地の農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設及び生産技術高度化施設の整備を支援

高収益作物導入促進基盤整備事業

水稲から園芸作物等への計画的な転換を進めるため、作付 年度毎の転換割合等を定めた整備計画を策定



関連事業 (うち強い農業づくり交付金)

【施設整備の例】



集出荷貯蔵施設



農産物処理加工施設

(注)高収益作物導入促進基盤整 備事業の受益地の一部の水田 を畑地化する地区に関連する 場合に限る。

再編とは・・・

既存施設について、<u>知事から承認を受けた再編利用計画等に沿って、効率的な施設</u>利用や運営コストの低減等の目的を達成するために行う新設、改修、増設、更新

パターン 複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置



パターン 複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設を増設・更新・改修等して効率化



パターン 複数の既存施設の役割を見直し、増設・更新・改修等して効率化



お問い合わせ先

農林水産省	
産地基幹施設関係 生産局総務課生産推進室 担当∶企画調整班、事業推進班 卸売市場関係 食料産業局食品流通課 担当∶卸売市場室市場整備班	03-3502-5945 03-6744-2059
「URL)http://www.maff.go.jp/	03-0744-2039
東北農政局	
産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官、生産総合指導係長卸売市場関係 経営·事業支援部食品企業課 担当:課長補佐、流通·企業係長	022-221-6179 022-221-6146
(URL) http://www.maff.go.jp/tohoku/	
関東農政局 産地基幹施設関係生産部生産振興課担当:地域指導官、生産総合指導係長 卸売市場関係経営·事業支援部食品企業課担当:食品企業専門官、流通·企業係長	048-740-0407 048-740-0114
(URL)http://www.maff.go.jp/kanto/	
北陸農政局 産地基幹施設関係生産部生産振興課担当:地域指導官、生産総合指導係 卸売市場関係経営·事業支援部食品企業課担当:食品産業環境指導官	076-232-4302 076-232-4149
(URL) http://www.maff.go.jp/hokuriku/	
東海農政局 産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官 卸売市場関係 経営·事業支援部食品企業課 担当:食品企業専門官、流通·企業係長 (URL)http://www.maff.go.jp/tokai/	052-223-4622 052-746-6430
近畿農政局	
<u>【【】 ■ X /元 </u>	075-414-9020 075-414-9024
中国四国農政局 產地基幹施設関係生產部生產振興課担当:地域指導官、生產総合指導係長 卸売市場関係経営·事業支援部食品企業課担当:食品企業専門官、流通·企業係長 (URL) http://www.maff.go.jp/chushi/	086-224-9411 086-222-1358
九州農政局	
産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官、生産総合指導係長卸売市場関係 経営·事業支援部食品企業課 担当:課長補佐(品質管理)、流通·企業係長(URL) http://www.maff.go.jp/kyusyu/	096-300-6217 096-300-6329
[内閣府沖縄総合事務局]	

産地基幹施設関係 農林水産部生産振興課 担当:課長補佐(農産)、生産総合指導係長

卸売市場関係 農林水産部食品·環境課 担当:6次産業化専門官、流通指導係長

(URL) http://www.ogb.go.jp/nousui/index.html

098-866-1653

098-866-1673